

わかちあい練馬 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、わかちあい練馬という。

(事務所)

第2条 この団体の事務所は、東京都練馬区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、練馬区域及び周辺地域の生活困窮者を対象に、食事・衣類配布等の緊急一時支援と健康相談、生活福祉相談等の各対象者が抱える問題を解消するための支援事業を実施していくとともに、生活困窮者が抱える困難や問題に関する広報・研究活動を実施し、生活困窮者の生存と自立をサポートする活動を展開することを目的とする

(活動・事業の種類)

第4条 この団体は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)名権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1)正会員は、この団体の目的に賛同し入会し、総会での議決権を持つ者とする。
- (2)賛助会員は、この団体の事業を賛助するために入会したものとす。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、共同代表に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を共同代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2)会費を1年以上納入しないとき。

第4章 役員

(種別)

第9条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 共同代表 2人
- (2) 事務局長 1人
- (3) 会計 1人
- (5) 監事 1人

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事は共同代表、事務局長、会計を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 共同代表は、この団体を代表し、会務を統括する。

2 事務局長は、この団体の事務を担当する。

3 会計は、この団体の会計を担当する。

4 監事は、この団体の会計を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(任期)

第13条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

第5章 総会

(種別)

第12条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(審議事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 事業予算及び収支予算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) その他団体の運営に関する重要事項

(開催)

第15条 総会は、共同代表が招集する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 共同代表が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の3分の1以上から請求があったとき。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって

表決し、又は他の正会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第21条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第22条 役員会は監事を除く役員を持って構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 役員会は、この規則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 役員会は、共同代表が必要と認めるとき招集する。

(議長)

第25条 役員会の議長は、共同代表がこれにあたる。

(定足数)

第26条 役員会には、第17条から第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 会計

(経費)

第27条 この団体の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 28 条 この団体の事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 29 条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、事務局長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 30 条 この団体の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 事務局

(事務局の設置等)

第 31 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 32 条 事務局長及び職員の任免は、共同代表が行う。

(組織及び運営)

第 33 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、共同代表が別に定める。

第 9 章 雑則

(会則の変更)

第 34 条 この規約は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

(委任)

第 35 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、共同代表が別に定める。

附 則

この規約は、2021 年 7 月 1 日から施行する。